

令和4年12月16日（金）第2号

- 開会日時 令和4年12月16日（金曜日）午前10時00分
○ 閉会日時 令和4年12月16日（金曜日）午前11時58分
-

・出席議員（9名）

1番	平野武志	6番	新井田昭男
2番	手塚昌宏	7番	相澤巧
3番	東出洋一	8番	廣瀬雅一
4番	吉田裕幸	副議長	9番 竹田努
		議長	10番 又地信也

・欠席議員（1名）

5番 安齋 彰

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	鈴木慎也
副町長	羽沢裕一
教育長	藤澤義博
総務課長	幅崎英樹
税務課長	福井弘生
会計管理者	福井弘生
町民課長	阿部亮輔
保健福祉課長	吉田宏
まちづくり未来課長	田畑裕
建設水道課長	構口学
病院事業事務局長	西山敬二
特別養護老人ホームいさりび事務長	東誠
生涯学習課長	加藤隆一
給食センター長	加藤隆一
代表監査委員	柿崎重朋

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	片桐一路
議事担当主査	福田伸一

令和4年第4回木古内町議会定例会議事日程

第2号 令和4年12月16日(金)

午前10時00分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2	議案 第14号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
3	議案 第15号	木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
4	議案 第13号	議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について
5	議案 第1号	令和4年度木古内町一般会計補正予算(第8号)
6	議案 第2号	令和4年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
7	議案 第3号	令和4年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
8	議案 第5号	令和4年度木古内町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
9	議案 第6号	令和4年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第1号)
10	議案 第7号	令和4年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
11	議案 第8号	令和4年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
12	議案 第4号	令和4年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)
13	議案 第9号	木古内町選挙公報の発行に関する条例制定について
14	議案 第12号	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について
15	議案 第10号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
16	議案 第11号	木古内町議会議員及び木古内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
17	議案 第16号	木古内町まちづくり応援基金条例の一部を改正する条例制定について
18	議案 第17号	動産(物品)の取得について
19	発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について
20		議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

(午前10時00分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) ただいまから、昨日に引き続き、令和4年第4回木古内町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は9名でございます。

5番 安齋 彰君から欠席の届け出がありました。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。

2番 手塚昌宏君、3番 東出洋一君。以上、2名を指名いたします。

議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第15号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第13号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する
条例制定について

議案第1号 令和4年度木古内町一般会計補正予算(第8号)

議案第2号 令和4年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第3号 令和4年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

議案第5号 令和4年度木古内町簡易水道事業会計補正予算(第2号)

議案第6号 令和4年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第1号)

議案第7号 令和4年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第8号 令和4年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(又地信也君) 日程第2 議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてほか9件は、関連がありますので一括議題といたします。

一括議題の議案については、議会事務局長から朗読をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長(片桐一路君) それでは、朗読をいたします。

日程第2 議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第3 議案第15号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定につい

て、日程第4 議案第13号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について、日程第5 議案第1号 令和4年度木古内町一般会計補正予算（第8号）、日程第6 議案第2号 令和4年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第7 議案第3号 令和4年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、日程第8 議案第5号 令和4年度木古内町簡易水道事業会計補正予算（第2号）、日程第9 議案第6号 令和4年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算（第1号）、日程第10 議案第7号 令和4年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第11 議案第8号 令和4年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。以上でございます。

○議長(又地信也君) 一括議題の議案の朗読が終わりました。

これより提案理由の説明を求めます。

はじめに条例関係、議案第14号、15号、13号について、町長より説明をお願いいたします。町長。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、議案第14号、15号、13号、ただいま上程となりました、議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、及び議案第15号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、並びに議案第13号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

はじめに、議案第14号について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、令和4年度の人事院勧告に基づく国家公務員給与法の改正案成立を受け、職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、基本給を平均で0.3%、勤勉手当の支給月数0.1か月分をそれぞれ引き上げるものであります。

また、次年度以降の6月と12月の勤勉手当の配分を改め、それぞれ同じ割合に定めるものであります。

次に、議案第15号について、提案理由の説明を申し上げます。

木古内町長等の給与等につきましては、木古内町特別職職員報酬等審議会条例に基づき、報酬審議会に諮問し、その答申を受け、議会提案することとされておりますが、平成28年度開催の報酬審議会において、「人事院勧告に伴う手当の増減については、委員会の諮問事項とはしない。」との答申を受けているため、今年度の人事院勧告に伴い、期末手当支給月数を0.1か月分引き上げ、4.4か月にするものであります。

また、議案第14号と同じく、次年度以降の6月と12月の期末手当の配分を改め、同じ割合に定めるものであります。

次に、議案第13号について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号につきましても、議案第15号と同じく議会議員の報酬について、期末手当支給月数を0.1か月分引き上げ、次年度以降の6月と12月の期末手当の配分を、同じ割合に改めるものであります。

なお、議案説明資料 資料番号1の36ページから39ページに、新旧対照表を記載しておりますのであわせてご参照願います。

副町長に代わります。

○議長(又地信也君) 次に、補正予算関係について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) おはようございます。

それでは、一括上程となりました、議案第1号 令和4年度木古内町一般会計補正予算(第8号)、ほか6件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

はじめに議案第1号 令和4年度木古内町一般会計補正予算(第8号)から説明いたします。議案の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,354万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億5,673万8,000円とするものです。

次に議案の5ページ、債務負担行為補正についてですが、本年9月の町議会定例会で議決されました、情報セキュリティネットワーク機器の更新に伴う設定額について、北海道市町村備荒資金組合へ支払う利息相当額 19万7,000円についても限度額に含める必要があるため、限度額を補正するものです。

次に補正の主な内容ですが、2款 総務費は、江差木古内線のバス運行に対する補助金の追加補正です。

3款 民生費は、国民健康保険特別会計など各会計への繰出金、並びに認定こども園の運営負担金等の補正です。

4款 衛生費は、簡易水道事業会計及び渡島西部広域事務組合負担金、並びに町指定のごみ袋の作成に伴う補正です。

6款 農林水産業費は、オンライン申請のためのシステム導入に伴う農業再生協議会への補助金と、農業基盤整備事業の既定予算について、計上方法が変更になったことによる補正です。

8款 土木費は、下水道事業特別会計繰出金の補正です。

9款 消防費は、渡島西部広域事務組合負担金の補正です。

10款 教育費は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の人件費、原油価格高騰に伴う電気料、及び燃料費の補正です。

13款 諸支出金は、町税等還付金の補正です。

14款 職員給与費は、人事院勧告などに伴うもの、及び退職手当組合への負担金の補正です。

また、10款 教育費以外の各款においても、人勧分の人件費補正と電気料等の補正があります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせます。

次に、議案第2号 令和4年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を説明いたします。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、118万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総

額を6億2,740万6,000円とするものです。

それでは補正の内容につきまして、歳出から説明をいたします。

7ページをお開きください。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、3節 職員手当等、及び4節 共済費、あわせて6万9,000円、それと次のページの8ページになります。

5款 保健事業費、3項 特別総合保健施設事業費、1目 保健指導事業費、2節 給料から4節 共済費まで、あわせて35万6,000円の減額は、人事院勧告等に伴う補正です。

9ページをお開きください。

8款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、5目 特定健康診査等負担金償還金から7目 その他償還金、あわせて127万1,000円は、令和3年度各種負担金等の確定に伴う返還金の追加補正です。

10ページをお開きください。

9款の予備費 202万8,000円の減額は、保険基盤安定負担金並びに財政安定化負担金等の確定に伴う補正です。

次に、歳入の説明をいたします。

6ページをお開きください。

5款 繰入金、1項・1目 一般会計繰入金、1節 保険基盤安定繰入金保険料軽減分から5節 財政安定化支援事業繰入金まであわせて75万7,000円は、各事業費の確定に伴う減額補正、6節 その他一般会計繰入金 42万5,000円の減額は、人件費等の補正に伴う減額補正です。

次に、議案第3号 令和4年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明をいたします。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1,420万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億7,036万1,000円とするものです。

それでは、歳出から説明をいたします。

7ページをお開きください。

3款・1項・1目 後期高齢者医療広域連合納付金 1,420万5,000円の減額は、令和3年度実績等の確定に伴う減額補正です。

次に、歳入の説明をいたします。

6ページをお開きください。

4款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 事務費繰入金から3目 療養給付費負担金繰入金、あわせて1,420万5,000円の減額は、歳出で説明いたしました令和3年度実績額の確定等に伴う減額補正です。

次に、議案第5号 令和4年度木古内町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を説明いたします。

議案の1ページをお開きください。

第2条は、令和4年度本年度予算第3条に定めた収益的収入及び支出の既決予定額を補正す

るものです。

収入は、第1款第2項の営業外収益に189万1,000円を追加し、支出の第1款第1項の営業費用に203万8,000円を追加するものです。

第3条は、令和4年度予算第8条に定めた職員給与費を1,541万3,000円に改めるものです。

補正の主な内容は、人事院勧告等に伴う人件費、及び原油価格高騰等に伴う電気料等の補正です。

それでは詳細につきまして、収益的支出からご説明いたします。

8ページをお開きください。

1款 簡易水道事業費用、1項 営業費用、1目 原水及び浄水費 178万円は、送水ポンプ用の電気料の追加です。

次に、9ページをお開き願います。

2目 配水及び給水費 2万6,000円の減額と、次の10ページの3目 総係費 28万4,000円の追加は、人件費と光熱水費の補正です。

次に、収益的収入を説明いたします。

議案の7ページをお開きください。

1款 簡易水道事業収益、2項 営業外収益、2目 他会計補助金 189万1,000円の追加は、人件費等の追加に伴う一般会計繰入金の補正です。

次に、議案第6号 令和4年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算（第1号）の説明をいたします。

議案の1ページをお開きください。

第2条は、本年度予算第3条に定めた、収益的収入及び支出の既決予定額を補正するものです。

補正の内容は、北海道からの緊急時介護人材確保事業等に対する補助金の受け入れと、人件費及び電気料等を補正するものです。

収入は、第1款第2項の事業外収益に、273万4,000円を追加、支出は第1款及び第2款の事業費用をあわせて、952万2,000円の追加、第3条は予算第7条に定めた職員給与費を3億9,821万円に改めるものです。

それでは詳細につきまして、支出から説明いたします。

10ページをお開きください。

1款 特別養護老人ホーム事業費用、1項 事業費用、1目 給与費 556万6,000円は、人事院勧告及び緊急時介護人材確保事業に伴う人件費の追加補正です。

2目 材料費 66万2,000円は、感染対策に使用する日用品の追加補正です。

11ページをお開きください。

3目 経費 250万円は、原油価格高騰に伴う電気料の追加補正です。

12ページをお開きください。

2款 通所リハビリテーション事業費用、1項 事業費用、1目 給与費 79万4,000円は、人事院勧告に伴う人件費の追加補正です。

次に、収入について説明をいたします。

9ページをお開きください。

あわせて、議案説明資料 資料番号1の3ページもご参照願います。

1款 特別養護老人ホーム事業収益、2項 事業外収益、4目 道費補助金 273万4,000円は、新型コロナウイルスの感染等により、サービス提供に必要な職員が不足した場合でも、サービスの継続が求められることから、介護人材の確保や職場環境の復旧・改善を支援するために北海道から補助金が交付されるものです。

資料の事業の概要に記載のとおり、給与費分として207万2,000円、材料費として66万2,000円、あわせて273万4,000円で、令和4年5月から9月までに実施した感染対策にかかる人件費と衛生用品の購入費用が補助対象となっております。

なお、10月以降に発生した分につきましては、年度末での申請となります。

次に、議案第7号 令和4年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を説明いたします。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、34万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、7億9,174万円とするものです。

それでは補正の内容につきまして、歳出からご説明いたします。

7ページをお開きください。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、1節 報酬から4節 共済費まで、あわせて11万1,000円の減額は、人事院勧告等に伴う補正です。

18節 負担金補助及び交付金 1万3,000円は、国保連保険者ネットワーク利用に伴う負担金の実績見込に基づく追加補正です。

次に、8ページをお開きください。

3款・1項 地域支援事業費、1目 介護予防・生活支援サービス事業費 19万8,000円と、2目 包括的支援事業・任意事業費 4万3,000円は、人事院勧告等に伴う人件費の減額補正です。

次に、9ページをお開きください。

5款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、2目 償還金、22節 償還金利子及び割引料 29万9,000円は、地域支援事業交付金の確定に伴う返還金の追加補正です。

次に、10ページをお開きください。

6款 予備費 30万2,000円は、償還金等の補正に伴う減額補正です。

次に、歳入の説明をいたします。

6ページをお開きください。

7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、4目 その他一般会計繰入金、1節 事務費繰入金 33万9,000円、及び9款 諸収入、3項・3目・1節 雑入 3,000円は、人件費等の補正に伴う減額補正です。

次に、議案第8号 令和4年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を説明いたします。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、265万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

を、3億3,934万1,000円とするものです。

補正の主な内容は、人件費の減額と電気料の追加によるものです。

それでは、歳出からご説明いたします。

7ページをお開きください。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、3節 職員手当等、及び4節 共済費あわせて10万3,000円は、人事院勧告等に伴う減額補正です。

2目 クリーンセンター費は、275万8,000円は、原油価格高騰に伴う電気料の追加補正です。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお開きください。

4款・1項 繰入金、1目 他会計繰入金、1節 一般会計繰入金 265万5,000円の追加は、歳出の追加分を一般会計からの繰り入れをするものです。

私からの説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 次に、議案第1号についての詳細説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長(幅崎英樹君) 議案第1号の詳細につきまして、ご説明いたします。

あらかじめご説明しておきますが、このたびの補正内容のうち、先ほど副町長から説明のあった主要な補正内容と、人事院勧告等に伴う会計年度任用職員を含めた人件費補正、及び原油価格の高騰に伴う電気料等の補正についての款ごとの説明は割愛させていただきますのでご了承願います。

なお、議案説明資料の1ページに、光熱水費の各施設等の補正額を一覧にまとめておりますので後ほどご参照ください。

それでは、歳出から説明いたします。

12ページをお開きください。

2款 総務費の財政調整基金 3,000万円ほどの減額は、このたびの補正財源を積立金で調整するものです。

5目 企画振興費 654万5,000円の追加は、江差木古内線バス運行費用の実績見込増に伴う追加補正です。

13ページをお開きください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費 118万2,000円の減額は、国民健康保険特別会計への繰出金で、保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業費の確定のほか、人件費分の補正です。

3目 老人福祉費、18節 負担金補助及び交付金 273万4,000円の追加は、高齢者介護サービス事業会計への負担金でございます。

27節 繰出金 33万9,000円の減額は、介護保険事業特別会計繰出金で、人件費等にかかる補正分です。

11目 後期高齢者医療費、27節 繰出金 1,420万5,000円の減額は、保険基盤安定負担金及び療養給付費負担金の確定に伴う減額、後期高齢者医療広域連合事務費負担金の令和3年度実績額確定に伴う減額でございます。あわせての補正でございます。

14ページをお開きください。

2項 児童福祉費、2目 児童措置費 認定こども園運営負担金 780万円は、年度途中の入園児の増加等に伴う追加補正です。

15ページをお開きください。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費、18節 負担金補助及び交付金 189万1,000円の増額は、人件費等の追加に簡易水道事業会計負担金の補正でございます。

16ページをお開きください。

2項 清掃費、1目 清掃総務費、10節 需用費 ごみ袋作成費 93万7,000円については、今年度から可燃ごみの袋について、小さいサイズを追加したことなどにより、注文数が急増し実績見込にあわせて補正するものです。

18節 負担金補助及び交付金 321万7,000円は、燃料費の高騰や人件費の増額など、渡島西部広域事務組合負担金の追加補正を行うものです。

2目 ごみ処理費、12節 委託料 指定袋等交付委託料 22万2,000円の追加は、先ほど説明しましたごみ袋作成の増に伴う委託料の補正です。

17ページをお開きください。

6款 農林水産業費、1項 農業費、3目 農業総務費 木古内町農業再生協議会への176万8,000円の補助金の追加は、農林水産省が推し進める行政手続きや、補助金・交付金申請事務のオンライン化に伴うシステム導入支援費用で、財源は全額道費負担となります。

4目 農業振興費の木古内地区農地整備事業補助金 2,005万円の減額と、農業競争力強化基盤整備事業負担金 3,685万円の追加は、11月22日開催の総務・経済常任委員会で説明しました、補助金等の支出の流れについて、北海道から指摘を受けたことにより、事業予算の計上方法を改めるための補正です。

19ページをお開きください。

8款 土木費、4項 都市計画費、1目 都市計画総務費、27節 繰出金 265万5,000円の追加は、下水道事業特別会計繰出金で、人件費と電気料の補正に伴う分です。

21ページをお開きください。

9款・1項・1目 消防費 180万6,000円は、渡島西部広域事務組合負担金で、人件費の増額など渡島西部広域事務組合負担金の追加補正を行うものです。

26ページをお開きください。

13項 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金 町税等還付金 105万円の追加は、令和3年度新型コロナワクチン接種対策費及び接種体制確保事業費等の国庫負担金及び補助金の確定による返還金の追加でございます。

27ページをお開きください。

14款・1項・1目 職員給与費、2節 給料から4節 共済費まで1,420万1,000円の追加は、人事院勧告及び人事異動等による減額と、3年に一度精算される退職手当組合への負担金の増額に伴う補正です。

次に、歳入の説明を行います。

8ページをお開きください。

12款 分担金及び負担金、2項 分担金、1目 農林水産業費分担金 1,671万4,000円の追加は、歳出で説明しました農業競争力強化基盤整備事業に関する補助金及び分担金予算計上

方法を改めるための補正です。

13款 使用料及び手数料、2項 手数料、3目 衛生手数料 184万4,000円は、歳出で説明しましたごみ袋作成の増に伴う手数料の追加補正です。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、2節 児童福祉費負担金 325万円は、歳出で説明しました認定こども園運営負担金に対する財源の追加補正です。

3節 国民健康保険事業負担金 70万2,000円は、保健基盤安定負担金の確定に伴う減額補正です。

2項 国庫補助金、1目・1節 総務費補助金 80万円の追加は、マイナンバーカード交付事務に対する人件費分の財源に関する追加補正です。

9ページをお開きください。

15款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、2節 児童福祉費負担金 130万円は、14款と同様、認定こども園運営負担金に対する道負担金の追加補正です。

3節 国民健康保険事業負担金 45万2,000円は、保健基盤安定負担金の確定に伴う増額補正です。

4節 後期高齢者医療負担金 153万8,000円についても、保健基盤安定負担金確定に伴う減額補正です。

2項 道補助金、2目 民生費補助金、2節 老人福祉費補助金 273万4,000円は、歳出で説明しました高齢者介護サービス事業会計への負担金の財源で追加するものです。

4目 農林水産業費補助金 176万8,000円は、歳出で説明しました木古内町農業再生協議会への補助金の財源の追加補正です。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、2目・1節 江差線代替輸送確保基金繰入金 654万5,000円は、歳出で説明しました江差木古内線バス運行費用補助金の財源を基金から繰り入れるための追加補正です。

10ページをお開きください。

20款 諸収入、4項 受託事業収入、1目 衛生費受託事業収入 38万円は、安行苑の運営費用の増額に伴う知内町負担金の追加補正です。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりました。ここで質疑に入るわけではありますが、条例と補正予算を分けて質疑を行いたいと思います。

先に、条例についての質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 条例についての質疑がないようであります。

次に、補正予算についての質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 1番 平野です。

議案で言いますと1号から8号ほぼほぼ関連するんですけども、特に1号で質問したいと思います。

このたび原油価格高騰に伴い光熱費の補正が多く出されているんですけども、特に電気

料や燃料ということなんですけれども、これまでの期間で既に上がっているものもあるでしょうし、このあと上がってくると予想されるものもあると思うんですけれども、今回のこの補正で金額を算出した根拠を例えば電気料であれば当初予算よりもどの程度の上げ幅なのか、上げ率なのかで数字を出されたのか。あるいは、各燃料であれば例えば灯油で例を出しますと、当初予算で出していた単価よりいくら程度上がっているの補正の提案なのかをお聞かせいただきたいと思います。

続いて、第6号議案の緊急時介護人材確保の支援事業なんですけれども、こちらも資料を添付していただいて内容は理解したんですけれども、資料の3ページです。

補助対象経費で人件費なんですけれども、定員数80名×3万8,000円が上限ですよということでの304万円。ただし、個別協議によりということプラスアルファということなんですけれども、この内容をちょっともう少し詳しく教えていただきたいのと、実際にこの提案された正職員、常勤のかた、パートのかたってあるんですけれども、これ単純に算出すると計算すると平均値は出るんですけれども、それぞれどのようにこの積み上げがあって金額になったのか、時間なのか、日数なのか、教えていただきたいと思います。

それと同じく材料費、これは感染症対策での材料費ということなんですけれども、66万円の材料の内訳も教えていただきたいと思います。以上です。

○議長(又地信也君) 先に議案第1号についての答弁は、総務課長。

○総務課長(幅崎英樹君) 平野議員の1点目の質問にお答えいたします。

資料1ページをお開き願いたいんですが、こちらのほうに原油価格高騰に伴う光熱費の補正一覧を載せております。

質問の趣旨は、おそらく一番右側に増減率、各施設ごとに載せているんですが、まちまちだということで根拠の確認の質問かと思われま。

全体では、概ね3割程度上がっているんですが、実際に施設ごとに異なるのは、光熱水費の増以外にコロナ禍で事業だとか展開できない部分があって、既存の予算で十分間に合うという施設もありましたので、増減率がまちまちになっているということでご理解願います。

○議長(又地信也君) 先に6号議案、特別養護老人ホームいさりび事務長。

○特別養護老人ホームいさりび事務長(東 誠君) まず、補助対象経費の部分でございます。

この補助の上限につきましては、この支援事業の中で示されている特養の対象の算出根拠となっております。うちの施設は定員80名で、1人あたりの単価が3万8,000円ということから、まず上限として304万円が基本的な補助上限となっているというところです。

あと、内訳になります。まず、給与費の手当につきましては、時間外手当と特殊勤務手当と言いまして、危険手当です。陽性者や濃厚接触者になられた利用者等と接触をするかたに対しての手当分となっております。

あと、報酬の内訳になりますが、内容としては同じで時間外手当、または危険手当の積み上げによる算出というふうになっております。

材料費につきましては、全体の個々の積み上げにはなりますが、大まかなものでいきますとプラテ23万円、あとアイシールドで10万円ほど、眼鏡になるようなものです。あと、細かいものでいきますとアルコール消毒液やペーパータオル、ごみ袋、個々に感染対策として昼食、または食事の際に弁当容器ということで個々対応しますので、それで8万円ほどというような感染対策に必要な衛生用品を購入した際の内容となっております。以上です。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 議案の6号については、ただいまの説明で理解いたしました。

それで、1号議案含む燃料費等々なんですけれども、聞いたかったのはこのそれぞれの増減率は東出議員指摘のように書いているだろうと。これ見たらわかりますよね。それぞれの増減率で違い、幅についてという幅崎課長の見解もそうなんですけれども、単価を聞いたかったんですね。例えば電気料でしたり、競争のない企業については上がるのはやむを得ないんですけれども、例えば灯油で町内業者が競争により年度当初に入札があって、その業者に決まったと思うんですけれども、高騰しているのはわかりますよ、我々も生活している中で上がっていくわけですから。ただ、上げ幅ですとかタイミング、価格の容認をなにを根拠に町は容認しているのかっていうことを聞いたかったんですね。適切な当然上げ幅のもと、上げられた上、補正に上がっているのか。これは、まるっきり業者任せで上げ幅を任せているのか。それですと当初の入札の公平感がなくなると思ったので、その辺の内容を根拠と言いますか容認の度合いと言いますか、教えていただきたいと思えます。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午前10時49分
再開	午前11時01分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(幅崎英樹君) 平野議員の燃料費価格関係に関する動きが適正かどうかというお尋ねですが、判断の材料としては一般の市場価格、この上がり下がりを見て、それと概ね同様であれば適正だというような判断で基づいております。

○議長(又地信也君) ほかに。

3番 東出洋一君。

○3番(東出洋一君) いまいろいろと休憩の中で話を聞いたんですけれども、電気、灯油、重油とそれらのものだいたい合算すると2,500・2,600万ですね、総額。これいま一般財源で対応していくわけなんですけれども、この件については国のほうでもいろいろと経済対策をやっている中なんですけれども、これはいずれ特交なりなにかで跳ね返ってくるものなのかどうなのかっていうことをちょっとお聞きしたいと思います。

そのほかもう1点は、教育長のほうにお伺いしたいと思うんですけれども、今回、小学校・中学校とあわせて430万くらいですか、電気、灯油含めて両方あわせて、小学校・中学校。

この時、いま大変寒い時期なので、寒いからと言っていまのコロナですよ。第八波がなかなかいま収まっていないという時期なんですけれども、換気ですよ。この点については、やはり私はどういうふうな対応をしていくのかなということをお伺いしたいと思うんですよ。実は、もう30年くらい前になりますか、いまで言うと福井(弘)課長クラスが小学校、大人のせいでもってあっちだこっちだと言って、学校建設がなかなか決まらない年がもう5年も6年も続いた。その頃の子供も達っていうのは、スキーウェアを着て学校で本当に

ひもじい思いをさせたことが我々いま思えば、大変なことをさせたなという思いがあるんですよ。したいがいまして、やはりいまいる子ども達にはぜひ暖かい環境で学業に励まさせてもらいたいと思うし、それから換気については、どのような対応をされているのか、これちょっとお伺いしておきたいなと思います。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(幅崎英樹君) 1点目の質問への答弁でございます。

原油価格高騰に対する光熱水費等の増額に対する国のなにか支援はないのかというお尋ねですが、いまのところそういった支援はございません。

○議長(又地信也君) 教育長。

○教育長(藤澤義博君) ありがとうございます。東出議員のご質問について、お答えさせていただきます。

小中学生の換気対策というご質問についてですが、現在、小中学校のほうには換気機能付きのエアコンが設置されておりますので、そちらのほうで対策をさせていただいてるところでございます。

また、東出議員がご心配されております小中学生のそういった学習環境につきましては、小学校・中学校校長先生はじめ職員が再三注意を払いながら、換気を整えているところでございますので、そういった状況として説明させていただきます。以上でございます。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、議案第14号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第15号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第15号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第13号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第13号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第1号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 令和4年度木古内町一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第2号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 令和4年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第3号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 令和4年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第5号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号 令和4年度木古内町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第6号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号 令和4年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第7号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第7号 令和4年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第8号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第8号 令和4年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで、休憩をしたいと思います。11時15分まで休憩をいたします。

休憩	午前11時12分
再開	午前11時25分

議案第4号 令和4年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第12 議案第4号 令和4年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいま上程となりました、議案第4号 令和4年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策事業の実施に伴う薬品費や診療材料費等の増加、並びに医療機器の整備、病床確保等に対する道費補助金を追加補正するものです。

議案の1ページをお開きください。

第2条は、本年度予算第3条に定めた収益的収入及び支出の既決予定額を補正するものです。

収入は、第1款第2項の医業外収益に2億3,360万2,000円を追加、支出は、第1款第1項の医業費用に2,349万8,000円を追加するものです。

第3条は、本年度予算第4条に定めた資本的収入及び支出の既決予定額を補正するもので、収入の第1款第4項の道費補助金と支出の第1款第1項の建設改良費にそれぞれ、3,399万円を追加補正するものです。

第4条は、たな卸資産の購入限度額を1億4,980万6,000円に改め、第5条は、重要な資産の取得に回診用X線撮影装置一式を追加するものです。

それでは、議案の8ページをお開きください。

1款 病院事業費用、1項 医業費用、2目 材料費 2,000万円は、新型コロナウイルス感染症対策事業の実施に伴う薬品費や検査キット等の診療材料費の追加補正です。

3目 経費 349万8,000円は、原油価格高騰に伴う電気料と重油の追加補正です。

次に、7ページをお開きください。

1款 病院事業収益、2項 医業外収益、4目 補助金 2億3,360万2,000円の追加は、感染症病症確保促進事業、看護職員の処遇改善、並びに物価高騰に対する北海道からの補助金です。

次に、資本的支出及び収入について説明いたします。

議案の10ページをお開きください。あわせて、議案説明資料 資料番号1の2ページもお開き願います。

1款 資本的支出、1項 建設改良費、1目 有形固定資産購入費 3,399万円の追加は、重点医療機関等設備整備事業を活用し、最新鋭の回診用X線撮影装置を購入するものです。

資料に記載のとおり、従来品より撮影時間が短いことに加え、高解像度の鮮明な画像撮影が可能となるものです。

次に、9ページをお開きください。

1款 資本的収入、4項・1目 道費助金 3,399万円の追加は、回診用X線撮影装置購入に対する道の補助金となります。

説明は、以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) いま副町長から説明資料含めた説明をいただきました。

その中で資料1の2ページなんですけれども、資本的支出の中で新型コロナウイルス感染症対策事業ということで、いまのX線の購入が記載されております。

非常に素人ながらすごいものがあるんだなということで、一般的にはX線っていうことになりますと、個室に入って担当が「はい、息を吸って」とかってことになるんですけれども、これはいわゆる移動型ということなんですけれども、そういういわゆるX線に関する対策っていうか、オープンにした中で機械操作されるんでしょうけれども、俗に言うそういうX線による被害とかっていう対策とか別に必要ないものなのかどうか、その辺ちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○議長(又地信也君) 病院事業管理者。

○病院事業管理者(小澤正則君) X線装置というのは、人体に障害のある線を出します。

ですから、どういう場合でも防具をしなければいけないということがあります。ですから、X線を扱う者は必ず防具を使う、あるいは防具を使わないということであれば、部屋を主として使うということが原則であります。ポータブルの場合は、したがって放射線がちょうどうまき状に広がります。ただ、放射線というのは距離の二乗に反比例して少なくなります。

ですから、距離が二乗・二乗で遠くなればそれだけ少なくなりますので、遠くの人に害を及ぼすほどの放射線は発生しないと。そうすると、放射線を受けるのは技師とそれから検査を受ける人ということになります。検査のかたはこの資料でも新しい装置が入ったということで、これは放射線の被曝量も少ないというメリットがありますので、いままで以上に少ない被害で運営できるというメリットがございます。そういうことで、お答えになりますでしょうか。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 今回のこのX線については、コロナ対策で道から全額持ち出しがないってことで、大変良かったなと思っています。

ただ、これは例えばコロナ対策なんですけれども、木古内町が例えば要望していて道が予算付けしてくれたものなのか、それともコロナを例えば扱っているっていうか、収容している医療機関に全部っていうか、全医療機関にこの機器の配付っていうか、配置になったのかどうなのかっていうことだけちょっと。

○議長(又地信也君) 病院事業事務局長。

○病院事業事務局長(西山敬二君) 竹田議員のお尋ねにお答えいたします。

今回、購入する回診用X線装置につきましては、現在使っているものがこととして10年目を迎えます。担当のほうからも新年度、若しくはその先で更新っていう要望もございましたので、このタイミングで今回更新を図るということになります。以上です。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(羽沢裕一君) 補足で説明いたします。

これは、医療機関が手を挙げてというものではなくて、北海道が資料の1行目にありますとおり、「重点医療機関等設備整備事業」ってこれは北海道が実施しているんです。そこに合致する医療機器であればどの医療機関でも申請していただいて、その要件にあえばこの補助金が100%道のほうで補助していただけるという事業でございます。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 令和4年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

議案第9号 木古内町選挙公報の発行に関する条例制定について

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第13 議案第9号 木古内町選挙公報の発行に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、議案第9号 木古内町選挙公報の発行に関する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、町が執行する町長選挙と町議会議員選挙について、今後は国や道が執行する選挙同様に、選挙期間中に候補者の政見や経歴等を掲載した選挙公報を有権者に配布するための条例制定であります。開始時期は、令和5年4月23日執行予定の木古内町議会議員選挙からを予定しております。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(幅崎英樹君) 議案第9号の詳細について、ご説明いたします。

今月5日の総務・経済常任委員会でも説明させていただきましたが、公職選挙法に基づく選挙公報について、当町でも発行を可能とするための条例制定です。

第2条に記載のとおり、発行に関しては選挙ごとに選挙管理委員会で決定することとしておりますが、町長選挙と町議会議員選挙については、原則毎回発行する考えでございます。

第3条及び第4条に、申請方法と発行手続きを定めておりますが、掲載内容について候補者の氏名、経歴、政見及び写真等を掲載しますが、公序良俗に反するような内容が含まれていないかを事前に選挙管理委員会で審査した上で、掲載可否を決定いたします。

第5条、配布については国政選挙等と同様に町内会へ依頼する予定ですが、配布漏れなどの不備を補完するため、町ホームページへの掲載や公共施設への備え付けを行うこととしております。

なお、関連予算については令和5年度の当初予算計上見込みですが、印刷と配布手数料などで27万円程度と見込んでおります。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第9号 木古内町選挙公報の発行に関する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第12号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第10号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第14 議案第12号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について、及び日程第15 議案第10号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定については、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま一括上程となりました、議案第12号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について、及び議案第10号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、地方公務員法の一部改正等を踏まえ、令和5年4月1日から職員の定年を60歳から65歳までに段階的に引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制などを設けるため、関係する条例について所要の改正をするものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(幅崎英樹君) 議案第12号と10号の詳細について、ご説明いたします。

この二つの条例につきましては、職員の定年延長にかかる規定を整備するものですが、第12条では制度の主要な部分の改正を行い、第10条では例規上に存在する複数の関連条例を整備条例として一括して改めるものです。

改正項目は多岐にわたりますが、説明資料にて要点を説明させていただきます。

説明資料、4ページをお開き願います。

町長からの提案理由で申し上げましたとおり、定年年齢を段階的に引き揚げ、最終的に65歳を定年とするものです。

延長後の給料については(2)に記載のとおり、60歳の年度の7割を水準とし、(3)に記載の役職定年制に基づき、管理職については60歳に達したあと、翌年度から降格したうえで引き続き勤務するものです。

また、(4)②に記載しておりますが、現行の再任用制度で勤務する職員との調整を図るた

め、暫定再任用制度を措置することとしております。

4ページ下段から5ページにかけては、先ほど申し上げました関係条例の主な改正内容をまとめたもので、特例により61歳以降でも管理職を務めることとなる職員については、公益法人等への派遣対象から除外することや、育児休業等を制限することのほか、このたびの上位法改正に伴う字句の整理などですので、ご参照のうえご確認ください。

資料の6ページは、職員の対象年齢別に制度完成まで、段階的に引き上げていくイメージを表にしたものになります。

また、7ページから32ページまでは新旧対照表になりますので、あわせてご参照願います。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

はじめに、議案第12号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第12号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第10号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第10号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

**議案第11号 木古内町議会議員及び木古内町長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について**

○議長(又地信也君) 日程第16 議案第11号 木古内町議会議員及び木古内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、議案第11号 木古内町議会議員及び木古内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、公職選挙法の改正に伴うもので、町が執行する町長選挙と町議会議員選挙における、選挙運動費用の公費負担分について、物価の高騰や限度額の見直しなどを理由に、基準額等を変更するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(幅崎英樹君) 議案第11号の詳細について、ご説明いたします。

選挙運動費用の一部を公費で負担することについては、令和2年の条例改正によりすでに定められておりますが、物価高騰に伴う公職選挙法の改正等に伴い、基準額の改定を行うものです。

説明資料 資料番号1の33ページから35ページの新旧対照表に、基準額の変更内容を示しております。

34ページの下から5行目、選挙ビラ作成の公費負担額については、単価を22銭引き上げ7円73銭とし、35ページの上から7行目、選挙運動用ポスター作成に関する1枚あたりの費用単価を16円ほど引き上げたうえで、限度額については中段に記載のとおり、当町のポスター掲示場の数などを実績額を基にして適正額に見直すものです。

この改正による実質的な影響は、来春の町議会議員選挙からで予算についても令和5年度当初予算に計上予定です。

周知方法につきましては、本定例会後にホームページに掲載することとし、広報の1月号にも記事として載せる予定でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第11号 木古内町議会議員及び木古内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

暫時、休憩をいたします。

休憩	午前11時49分
再開	午前11時50分

議案第16号 木古内町まちづくり応援基金条例の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第17 議案第16号 木古内町まちづくり応援基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、議案第16号 木古内町まちづくり応援基金条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案説明資料 資料番号1の40ページをお開きください。

このたびの条例改正につきましては、企業版ふるさと納税を実施することに伴い、納税いただいた寄附金をまちづくり応援基金に積み立てるために必要な改正を行うもので、対象となるのは、町外に主たる事務所等を有する法人からの10万円以上の寄附で、募集する具体的な内容は3番の(1)から(4)に記載のとおり、地場産品のブランド化や移住定住プロモーション、9町連携による広域観光の推進など、当町の施策を推進する事業を対象としております。

寄附をされた法人のメリットといたしましては、4番に記載のとおり、法人税等の軽減を受けられることとなります。

41ページには、新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

附則といたしましてこの条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第16号 木古内町まちづくり応援基金条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第17号 動産(物品)の取得について

○議長(又地信也君) 日程第18 議案第17号 動産(物品)の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、議案第17号 動産(物品)の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

このたび取得する動産につきましては、予定価格が700万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

取得する動産(物品)は、防災資機材一式で、取得価格は5,979万4,972円でございます。

取得の相手方は、北海道備荒資金組合でございます。

このたびの動産取得につきましては、令和4年度予算に計上している情報セキュリティネットワーク機器更新事業で、仮想サーバーや庁舎内のWi-Fi環境を整備するものであります。

北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用して、取得をするものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第17号 動産（物品）の取得については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査について

○議長（又地信也君） 日程第19 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長より、下記のとおりその所管に属する事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会閉会中の所管事務調査について、各委員長から申し出のとおり、これを承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

○議長（又地信也君） 日程第20 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長及び議員を出張・派遣させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

なお、現在予定されている出張または派遣につきましては、下記のとおりであります。今後の出張または派遣する議員につきましては、その都度、議長において指名することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

閉 会 の 宣 告

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、今定例会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもちまして、令和4年第4回木古内町議会定例会を閉会いたします。

2日間にわたり、皆さん大変ご苦勞様でした。

(午前11時58分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年12月16日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 手 塚 昌 宏

署 名 議 員 東 出 洋 一